

幼児教育・保育の無償化について

【私立幼稚園（新制度未移行）版】

愛知県江南市

10月から幼児教育・保育の無償化が始まります

1.概要

入園料・保育料を月額 2万5,700円まで無償

※入園料は、月額に換算し、保育料と併せて 2万5,700円までが無償となります。入園料・保育料が上限額を下回る場合でも、差額を他のサービスに利用することはできません。

対 象：満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子ども

預かり保育は、月額 1万1,300円まで無償

※月額の支給限度額か日額450円を利用日数で乗じた金額のどちらか低い方が支給限度額となります。（12ページを参照）

※長期休業期間中も同様の計算方法ですが、在園児以外については、一時預かり事業となり、支給対象及び支給限度額が異なります。（3ページ参照）

対 象：共働き世帯など保育の必要性がある3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子ども
共働き世帯など保育の必要性がある満3歳から最初の3月31日までの子どもは、市民税非課税世帯のみ無償化（月額上限1万6,300円）となります。

《重要》

- ・ 預かり保育を利用する場合は、保育の必要性の認定が必要です。
- ・ 保育の必要性のない世帯の子どもは、預かり保育は無償化の対象にはなりません。

《無償化の対象とはならないもの》

通園送迎費（送迎バス代）・食材料費・行事費など実費で徴収している費用は、無償化の対象とはなりません。また、入園料の中に制服費、PTA会費など、通常教育・保育に必要な費用とはいえないものが含まれている場合は、その部分は無償化の対象外となります。

※ただし、年収360万円未満相当の世帯等は、食材料費のうち副食代（おやつ代を含む）は給付（5ページを参照）

2. 幼稚園就園奨励費補助金との関係

施設等利用給付へ

10月から幼児教育・保育の無償化がはじまるため、従来より実施しておりました就園奨励費補助金制度は本年9月分までの取り扱いとなります。

10月以降は、施設等利用費として幼児教育・保育の無償化の観点から保護者に保育料の負担を求めることなく、授業料・入園料相当額を幼稚園へ毎月支払う代理受領方式とします。

また、本年度の入園者で、すでに入園料を保護者より徴収している場合、1年分のうち4～9月分は幼稚園就園奨励費により幼稚園を通じて保護者に償還払いとなります。無償化後も残りの入園料については、保護者へ償還する必要がありますので、10月～3月分の施設等利用給付費の代理受領分より保護者の方へ償還する必要があります。

※方法は自治体によって異なります。

4月～9月分	幼稚園就園奨励費補助金 市 → 幼稚園 → 保護者へ補助
10月以降	施設等利用費（毎月給付） 市 → 幼稚園へ直接給付 ※保護者の負担なし ※本年度、入園料を徴収している場合、保護者へ償還

《10月以降に入園料を償還する場合》

例 入園料 24,000円 ※すでに保護者から徴収済み
就園奨励費補助金で償還 12,000円（4月～9月分）
入園料償還残額 12,000円（10月～3月分）
保育料 25,000円/月

入園料償還残額 利用月数 月当たりの入園料償還残額
12,000円 ÷ 6ヶ月 = 2,000円/月

施設等利用給付の上限月額 は 25,700円 なので、

上限月額 保育料月額 月当たりの入園料償還可能額
25,700円 — 25,000円 = 700円

月当たりの入園料償還可能額の 700円 を保護者へ償還してください。

※月当たりの入園料償還残額 2,000円 との差額の 1,300円 は、無償化の上限額を超えるため、償還は不要です。

※月当たりの入園料償還可能額が月当たりの入園料償還残額を上回る場合は、全額償還してください。上記の場合だと 2,000円 を保護者へ償還します。

幼稚園就園奨励費は、今年度入園した園児が年度途中で退園した場合に限り、精算が発生することがあります。

《精算が発生する見本例》※1月末までに退園が把握できていない場合

例 入園料 24,000円

4～3月まで1年間在園した場合に補助すべき入園料

就園奨励費補助金で、4～9月までの6ヶ月相当分を12月に支払い

24,000円 × 6月 ÷ 12月（在園月数）

= 12,000円 → 12月に支払い

1月末で退園した場合に補助すべき入園料

在園月数は4～1月までの10ヶ月

在園月数を基に計算するため、就園奨励費補助金の補助額が増加

24,000円 × 6月 ÷ 10月（在園月数）

= 14,400円 → 差額の2,400円を3月に支払い

年度途中の退園を把握できない場合、一旦想定金額を12月に支払い、差額分を3月に支払いする予定です。また、10月以降の入園料については、その年度の在園月数で割り、利用上限額分が無償化の対象となります。

※私立幼稚園から市へ返還が発生することはありません。

3.預かり保育と一時預かり事業について

預かり保育について

10月から利用料・入園料の無償化に伴い、私立幼稚園の行う預かり保育も無償化となります。

無償化の対象となるには、対象の児童が市町村で保育の必要性の認定を受ける必要があります。（認定の方法は自治体によって異なります）

保育の必要性を受けた場合、3歳児から5歳児までの子どもが1万1,300円、満3歳から最初3月31日までの子どもは、市民税非課税世帯のみが1万6,300円を上限、日額で450円を上限として無償化の対象となります。

また、預かり保育の利用料については、在園児が在園する幼稚園で預かり保育を受け、認可外保育所等や他の幼稚園の一時預かり事業を利用していない場合に限り、幼稚園へ毎月支払う代理受領方式とします。

※対象児童が複数の幼稚園で預かり保育や一時預かり事業を受ける場合、利用上限月額が幼稚園で困難となるため、市から保護者への償還払い方式とします。

《預かり保育の基本的な支給額の求め方》

預かり保育の利用料としての月内総額・・・A円

利用日数 × 日額単価（450円上限）＝ B円（11,300円上限）

⇒このA円とB円のうちいずれか小さい方がその月の支給額

《預かり保育と一時預かり事業の取り扱いについて》

在籍の児童で教育時間外での利用が預かり保育となります。

また、在籍でない児童が利用する場合、一時預かり事業となります。

例えば…

夏休み中の預かり保育について

在籍の児童の利用 ⇒ 預かり保育

在籍でない児童の利用 ⇒ 一時預かり事業

となります。

一時預かり事業について

10月より普段在籍していない幼稚園児童が利用する一時預かり事業も、一部無償化の対象となる場合があります。

一預かり事業が無償化の対象となるには、その児童が保育の必要性の認定を受けており、在籍している幼稚園が、

- ① 教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満
- ② 年間開所日数が200日未満

上記のどちらかの場合であり、3歳児から5歳児までの子どもが、1万1,300円まで、満3歳から最初3月31日までの子どもは、市民税非課税世帯のみが1万6,300円までの月額が上限で無償化の対象となります。

また、保育の必要性の認定を受けた児童が、他に幼稚園や保育所に在籍しておらず、幼稚園の一時預かり事業のみを利用するか、他の認可外保育所等を併せて利用している場合、3歳児から5歳児までの子どもが、3万7,000円まで、満3歳から最初3月31日までの子どもは、市民税非課税世帯のみが4万2,000円までの月額が上限で無償化の対象となります。

※対象児童が複数の幼稚園で預かり保育や一時預かり事業を受ける場合、利用上限月額の管理が幼稚園で困難となるため、市から保護者への償還払い方式とします。

預かり保育と一時預かり事業のまとめ

- ・ 預かり保育、一時預かり事業両方とも無償化の対象となるには、保育の必要性の認定が必要
- ・ 在籍している児童が利用 ⇒ 預かり保育
- ・ 在籍していない児童が利用 ⇒ 一時預かり事業
- ・ 他施設を利用しない預かり保育 ⇒ 園から市に請求
- ・ 他施設を利用する預かり保育、一時預かり事業 ⇒ 保護者から市に請求

利用上限月額

	3歳児から5歳児	非課税世帯の満3歳
預かり保育	11,300円	16,300円
他園在籍児の一時預かり事業	11,300円	16,300円
一時預かり事業のみ	37,000円	42,000円

4.食材料費補足給付について

食材料費補足給付とは

保育園において、年収360万円未満相当の世帯の子ども及び第3子以降を対象に給食費のうち副食代（おやつ代含む）を免除されるのと同様に、私立幼稚園に在園する児童に対しても対象となる世帯に対し、給食費として施設が徴収する費用のうち副食材料費相当額を補助するものです。

対象：年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の児童
※無償化の対象となる第3子以降とは、小学3年生までの児童が3人以上いる世帯の児童のうち3人目以降の児童のことです。

給付の内容

給食費のうち副食代（おやつ代を含む） ※上限額：月額4,500円
※ごはん・パンなどの主食代は給付の対象にはなりません

《副食材料費の算定方法》

給付の対象となる額は給食費のうち副食材料費のみです。
その額を算定する方法として以下の方法があります。

自園調理（食材自己購入）の場合

購入した材料費を基に「1食あたりの副食材料相当額」を算出
「1食あたりの副食材料相当額」 × 給食日数

自園調理（食材外部搬入）の場合 ※便宜的な算出方法 可

外部搬入業者に依頼し「1食あたりの副食材料相当額」を算出
「1食あたりの副食材料相当額」 × 給食日数

外部搬入の場合 ※便宜的な算出方法 可

外部搬入業者に依頼し「1食あたりの副食材料相当額」を算出
「1食あたりの副食材料相当額」 × 給食日数

※便宜的な算出方法

外部搬入業者が「1食あたりの副食材料相当額」を算出することができない場合に限り、以下の算出方法も可

- ① 園における1食当たりの食材料費相当額 × 87%
※87%は「保育所等の運営実態に関する調査」を基に算出
- ② 一律230円（上限額4,500円÷通園日数20日）

給付の方法

就園奨励費にかわる施設等利用給付費と同様に、毎月私立幼稚園から市に対し実績報告書の提出を行い、幼稚園へ毎月支払う代理受領方式とします。
※給付対象保護者から毎月給食費を徴収するか、しないかは各園の判断によります。

5.私立幼稚園にお願いする手続き

無償化実施前

対象施設の「確認」手続き

市町村が施設等利用給付を行うにあたり、事業法に基づく未移行幼稚園や認可外保育施設等の適正な運営を確保していただくため、対象施設等に求める基準（教育・保育等の質に係る基準）を満たしているかどうかを把握し必要に応じて調査する必要があるため、施設・事業者は確認のための申請を市町村にする必要があります。

※この手続きは、所在地の市町村が行い、他の市町村においても効力を有するものとみなされますので、他市町村への手続きは必要ありません。

◆園から市へ提出が必要なもの

既存の幼稚園 提出期限：8月末まで

- ・ 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（確認様式共通）
※添付書類として、定款、役員一覧等が必要となります
- ・ 学校教育法による認可を証する書類の写し

令和元年10月以降に新設される幼稚園

- ・ 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（確認様式共通）
※添付書類として、定款、役員一覧等が必要となります
- ・ 別紙 特定教育・保育施設以外の認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部 用（確認様式別紙その1）
- ・ 学校教育法による認可を証する書類の写し
- ・ 園則（学則）
- ・ 職員体制一覧（職員の勤務の体制及び勤務体系）

預かり保育を実施する場合

- ・ 上記の確認申請に必要な書類
- ・ 別紙 預かり保育 用（確認様式別紙その3）
※添付書類として、施設の図面、料金表、利用案内（パンフレット）
預かり保育の担当職員名簿（氏名、資格、研修終了有無を記載）

※預かり保育には、私学助成による預かり保育のほか、地域子ども・子育て支援事業による一時預かり事業（幼稚園型）も含まれます。

◆保護者への必要書類の配付・回収

→ 市へ提出【8月19日(月)まで】

《預かり保育を利用しない保護者》

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（認定様式その1）

《預かり保育を利用する保護者》

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（認定様式その1）

※就労証明書や診断書等の保育の必要性を証明する書類の添付が必要
※保育の必要性を認定できない場合、預かり保育は無償とはなりません

《すべての保護者》

- ・江南市実費徴収に係る補足給付費交付申請書（補足給付様式その1）

※給付対象対象は年収360万円相当の世帯の子ども及び第3子以降の保護者ですが、申請段階で対象が不明なため、すべての保護者に依頼してください。

※明らかに対象外であると保護者が判断した場合は、提出回収の必要はございません。

無償化実施後

◆幼稚園から市に提出するもの

施設等利用給付費の請求手続き

- ・施設等利用費請求書（法定代理受領用）（請求様式その2）
- ・施設等利用費請求金額内訳書（請求様式その2別紙）

預かり保育事業を実施している場合（上記と併せて請求）

- ・施設等利用費請求書（預かり保育・法定代理受領用）
（請求様式その3）
- ・施設等利用費請求金額内訳書（預かり保育）
（請求様式その3別紙）

食材料費補足給付の対象者がいる場合

- ・補足給付費交付対象園児 免除実績報告書（補足給付様式その2）

※請求内容を精査後、1ヶ月後を目処に指定口座へ振り込みます

◆幼稚園から保護者に交付するもの

一時預かり事業の利用者がいる場合

- ・特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証
（私立幼稚園(新制度移行園除く)、国立大学附属幼稚園、特別支援学校
幼稚園部の利用料（保育料・入園料等））（請求参考様式6-1-1）
- ・特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証
（預かり保育事業・認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て
援助活動支援事業の利用料）（請求参考様式6-1-2）
- ・特定子ども・子育て支援提供証明書（請求参考様式6-2）

※保護者が市へ請求手続きを行う時に必要となります。

※保護者から市に請求があった時、市から幼稚園に提出書類の内容の確認を
させていただくことがあります。

※請求参考様式6-1-1と請求参考様式6-1-2は、該当するものをご利用
ください。

※領収書は、保護者が幼稚園に支払った料金の領収書です。

※提供証明書は、施設が当該児童の利用状況を記載し、提供元となる施設が証
明するものです。

※他の幼稚園や認可外施設等を利用している児童の場合、幼児教育や預かり
保育についての提供証明書の交付依頼があります。

※上記の参考様式の同様の事項が確認できれば様式は問いません。

施設等利用給付について

《施設等利用給付の計算方法》

○入園料を含む場合（入園1年目）

- ・入園料を月額に割り返して、月額の保育料と合算した金額を請求してください（上限金額：25,700円）

○入園料を含まない場合（入園2年目以降など）

- ・月額の保育料を請求してください（上限金額：25,700円）

基本（1年間在園する場合）

※下記の表は『請求様式その2別紙』の記載欄と同じです。

パターン1：保育料 20,000円 入園料 30,000円の場合

幼稚園の契約状況		月途中の入退園 レ及び入園（退園）日を記入	入園料月額換算額 (b=a/在園月数)	月額利用料 (保育料) (c)
契約形態・契約している利用料	今年度分の入園料が発生している場合に記入		利用料合計 (d=b+c)	月額上限額 (e)
		請求額 (dとeを比較して小さい方)		
<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 20,000円 <input type="checkbox"/> 時間	・入園日 令和元年4月1日 ・入園料 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a) ・納入金額 (30,000円)	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 入園 (日) <input type="checkbox"/> 退園 (日)	2,500円	20,000円
			22,500円	25,700円
			22,500円	

上記のように請求額は、22,500円となります。

パターン2：保育料 25,000円 入園料 30,000円の場合

幼稚園の契約状況		月途中の入退園 レ及び入園（退園）日を記入	入園料月額換算額 (b=a/在園月数)	月額利用料 (保育料) (c)
契約形態・契約している利用料	今年度分の入園料が発生している場合に記入		利用料合計 (d=b+c)	月額上限額 (e)
		請求額 (dとeを比較して小さい方)		
<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 25,000円 <input type="checkbox"/> 時間	・入園日 令和元年4月1日 ・入園料 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a) ・納入金額 (30,000円)	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 入園 (日) <input type="checkbox"/> 退園 (日)	2,500円	25,000円
			27,500円	25,700円
			25,700円	

上記のように無償化は25,700円までなので、請求額は 25,700円 となります。

※利用料合計との差額の 1,800円は保護者負担となり、園が徴収します。

途中入園する場合（11月入園の場合）

保育料 20,000円 入園料 30,000円の場合

在園月数：11～3月の5ヶ月

入園料 30,000円 ÷ 5月（在園月数） = 6,000円/月

幼稚園の契約状況		月途中の入退園 レ及び入園（退園）日を記入	入園料月額換算額 (b=a/在園月数)	月額利用料 (保育料) (c)
契約形態・契約している利用料	今年度分の入園料が発生している場合に記入		利用料合計 (d=b+c)	月額上限額 (e)
<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 20,000円 <input type="checkbox"/> 時間	・入園日 令和元年11月1日 ・入園料 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a) ・納入金額 (30,000円)	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 入園 (日) <input type="checkbox"/> 退園 (日)	6,000円	20,000円
			26,000円	25,700円
			25,700円	

上記のように無償化は25,700円までなので、請求額は25,700円となります。

※利用料合計との差額の300円は保護者負担となり、園が徴収します。

途中退園する場合（11月退園の場合）

保育料 20,000円 入園料 30,000円の場合

在園月数：4～11月の8ヶ月（令和元年度は10～11月の2ヶ月）

入園料 30,000円 ÷ 8月（在園月数） = 3,750円/月

幼稚園の契約状況		月途中の入退園 レ及び入園（退園）日を記入	入園料月額換算額 (b=a/在園月数)	月額利用料 (保育料) (c)
契約形態・契約している利用料	今年度分の入園料が発生している場合に記入		利用料合計 (d=b+c)	月額上限額 (e)
<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 20,000円 <input type="checkbox"/> 時間	・入園日 令和元年4月1日 ・入園料 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a) ・納入金額 (30,000円)	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 入園 (日) <input type="checkbox"/> 退園 (日)	3,750円	20,000円
			23,750円	25,700円
			23,750円	

上記のように、請求額は23,750円となります。

月の途中で入園、退園した場合

※無償化の月額上限額は、当該月における入園以降の開所日数や退園までの開所日数に応じて日割り計算を行います。

保育料 20,000円 入園料 30,000円の場合

在園月数:4～10月の7ヶ月 10月10日で退園した場合

月額上限額 退所日までの開所日数 月の開所日数 日割り後上限額
 25,700円 × 8日 ÷ 22日 = 9,340円
 入園料 30,000円 ÷ 7月(在園月数) = 4,280円/月

幼稚園の契約状況		月途中の入退園 レ及び入園(退園)日を記入	入園料月額換算額 (b=a/在園月数)	月額利用料 (保育料)(c)
契約形態・契約している利用料	今年度分の入園料が発生している場合に記入		利用料合計 (d=b+c)	月額上限額(e)
			請求額(dとeを比較して小さい方)	
<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 20,000円 <input type="checkbox"/> 時間	・入園日 令和元年4月1日 ・入園料 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(a) ・納入金額 (30,000円)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 入園(日) <input checked="" type="checkbox"/> 退園(10日)	4,280円	20,000円
			24,280円	9,340円
			9,340円	

上記のように無償化は9,340円までなので、請求額は、9,340円となります

※利用料合計との差額14,940円は保護者負担となり、園が徴収します。

請求にあたっての注意点

- ・無償化の対象となる保育料には、通園送迎費・食材料費等実費徴収しているものは含まれません。
- ・園則等に記載されている保育料・入園料に実費徴収額が含まれている場合は、請求額から除外する必要があります。
- ・10円未満の端数は切り捨ててください。
- ・入園料の算定は、入園初年度で例示していますが、満3歳と3歳児で分割納付するなど、2回目以降の納付が次年度に発生する場合も給付の対象となります。

預かり保育利用料について

※預かり保育の利用料無償化上限額は、月額上限額11,300円(満3歳の子どもかつ市民税非課税世帯の場合16,300円)及び日額上限額450円により算定します。月額利用料が上限額未満であっても、1日あたりの利用料が、日額上限額を超える場合は、日額上限額を超える分は無償化の対象外です。

《施設等利用給付(預かり保育)の計算方法》

※下記の表は『請求様式その3別紙』の記載欄と同じです。

パターン1：利用料 日額450円 月利用日数 27日 の場合

幼稚園の契約形態・ 契約している利用料	利用 日数	月額利用料(a)	対象額(b)	請求額(c)
			(450×利用日数)	a、b、月額上限額が一番 低い金額を記入
<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 時間契約 450円 <input checked="" type="checkbox"/> 日額契約	27日	12,150円	12,150円	11,300円

無償化は月額11,300円までなので、請求額は、11,300円となります ※差額の850円は保護者負担となり、園が徴収します。

パターン2：利用料 日額1,000円 月利用日数 10日 の場合

幼稚園の契約形態・ 契約している利用料	利用 日数	月額利用料 (a)	対象額(b)	請求額(c)
			(450×利用日数)	a、b、月額上限額が一番 低い金額を記入
<input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 時間契約 1,000円 <input checked="" type="checkbox"/> 日額契約	10日	10,000円	4,500円	4,500円

無償化は日額450円のため、利用料日額1,000円との差額550円は保護者負担となります。よって請求額は、利用上限額の利用日数分の4,500円となります。

※差額の5,500円は保護者負担となり、園が徴収します。

パターン3：利用料 月額10,000円 月利用日数 15日 の場合

幼稚園の契約形態・ 契約している利用料	利用 日数	月額利用料 (a)	対象額(b)	請求額(c)
			(450×利用日数)	a、b、月額上限額が一番 低い金額を記入
<input checked="" type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 時間契約 10,000円 <input type="checkbox"/> 日額契約	15日	10,000円	6,750円	6,750円

月額上限額は6,750円のため、利用料月額10,000円との差額3,250円は保護者負担となり園が徴収します。

よって請求額は、6,750円となります。

食材料費補足給付について

江南市実費徴収に係る補足給付事業実績報告書（補足給付様式その9）提出してください。報告内容を精査後、1ヶ月後を目処に指定口座へ振り込みます。

※ごはん・パンなどの主食代は給付の対象にはなりません。

《補足給付の計算方法》

※下記の表は『補足給付様式その9』の記載欄と同じです。

パターン	給食費の月額	5,000円
	1食あたりの副食材料相当額	230円
	利用日数	20日の場合

$$\begin{array}{rcccl} 1 \text{ 食あたりの副食材料相当額} & & \text{利用日数} & & \text{副食材料費月額} \\ 230 \text{ 円} & \times & 20 \text{ 日} & = & 4,600 \text{ 円} \end{array}$$

○月分		
給食費 a	aのうち副食材料費 b	bの免除（減免）実績額と4,500円を比較し、少ない額 c
5,000円	4,600円	4,500円

※上記の表のbは5ページの算定方法により算出します。

算出した金額か、月額上限額4,500円のどちらか金額の低い方が請求額となります。

上記の場合は、無償化は月額上限4,500円のため、副食材料費4,600円との差額100円は保護者負担となり、給食費の副食材料費以外（主食代など）の400円も併せて保護者負担となります。

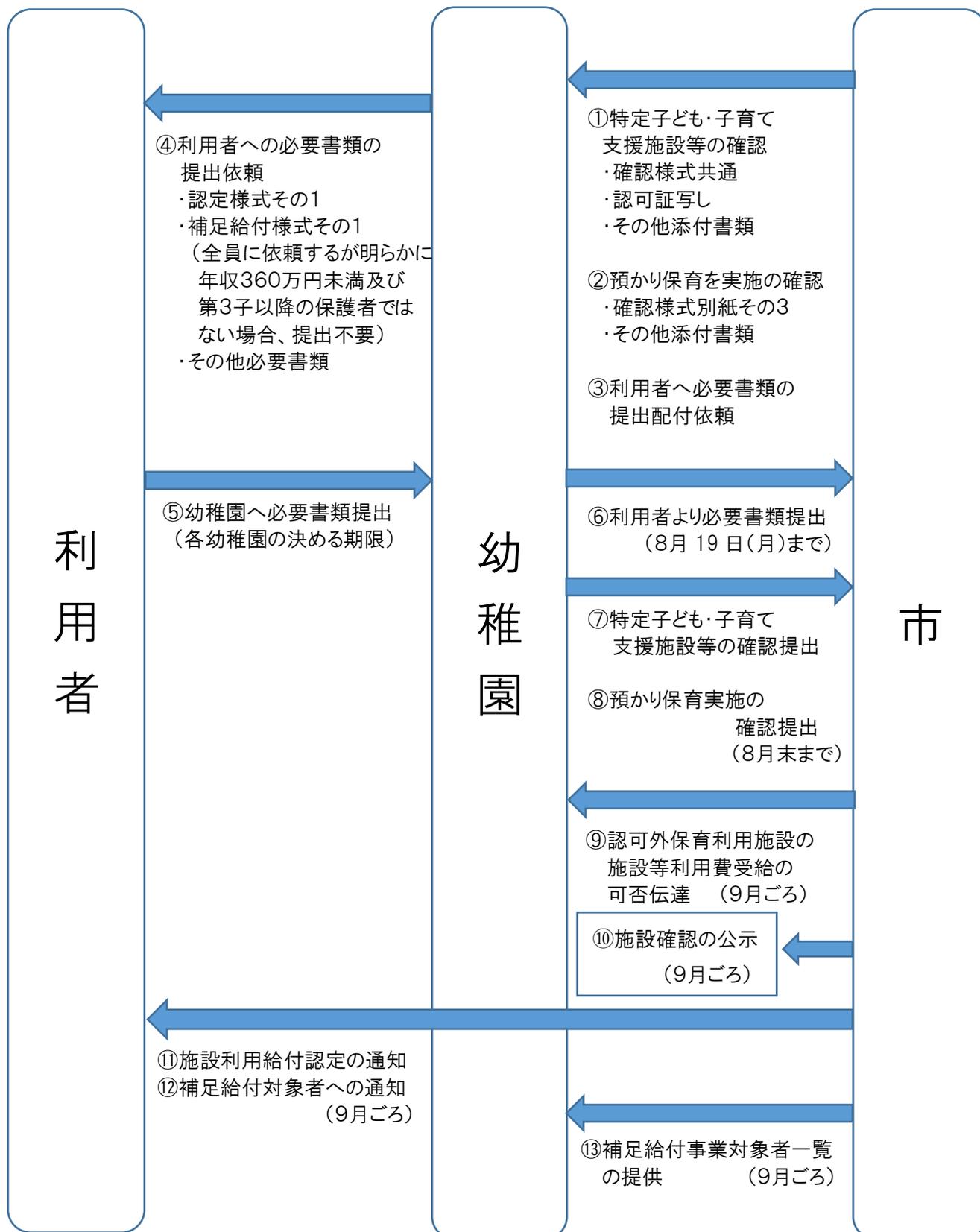
よって食材料費補足給付の請求額は、月額上限額の4,500円となります。

一時預かり事業の請求の手続き

一時預かり事業については、保護者への償還払いとしていますので、私立幼稚園より市に対する手続きはありませんが、利用した児童の保護者が市へ請求の手続きを行うための領収書及び提供証明書を保護者に対して交付していただく必要があります。

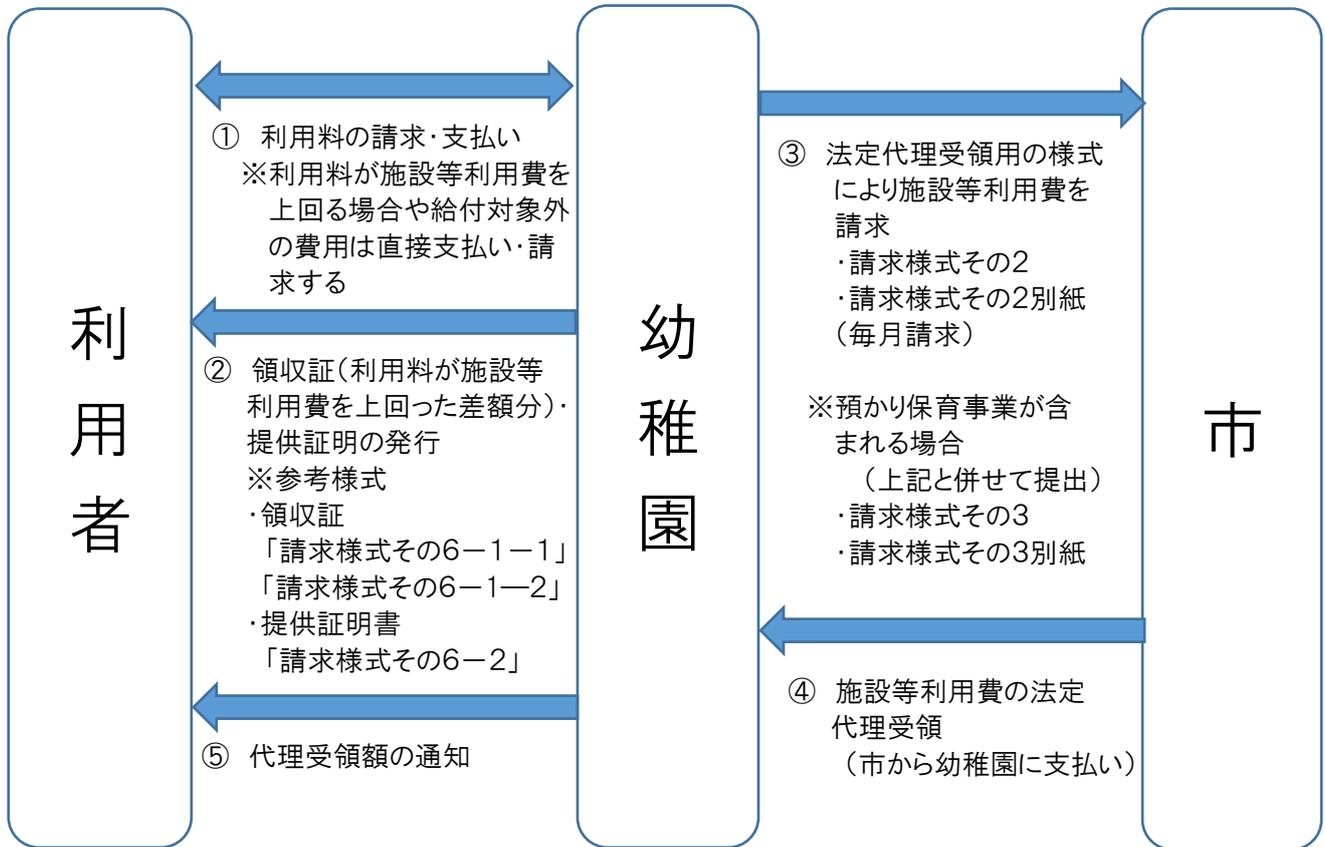
私立幼稚園（新制度未移行）版手続きの流れ

（令和元年度版・無償化前）



私立幼稚園（新制度未移行）版手続きの流れ

施設等利用給付費（令和元年度版・無償化後）



食材料費補足給付（令和元年度版・無償化後）

